

平成 27 年 10 月 28 日
北海道信用農業協同組合連合会

平成 27 年農業災害への対応について

本年は 10 月の低気圧・台風などの影響により各地で農業被害が発生しておりますことから、J Aバンク北海道では、被害農業者を支援するため、下記内容による金融対策を実施致します。

記

1. 農業被害に対する資金対応について

農業被害においては、組合員の翌年度の営農開始に向けた対応が求められることから、災害関連制度資金のほか、J A統一資金である「J A農業経営緊急支援資金」を活用する等、組合員にとって最良な資金を提供することとしております。

2. J A統一要綱資金による対応

「J A農業経営緊急支援資金」は、「市町村長の罹災証明書」が受けられない等の理由から、制度資金の利用が困難な組合員に対し、J A組合長の証明をもって対応致します。

3. 低利融資対応

農業被害への資金対応という性質を鑑み、上記「JA 農業経営緊急支援資金」融資に対し、信連が低利原資供給（農業経営緊急支援資金）を行います。

また、農業共済金見合いの J Aの貸出を支援する主旨から、信連「運営資金（農業共済金つなぎ資金）」による J Aへの低利原資供給をもって、つなぎ資金対応を行います。

以 上